

第4問

解説

問1 19 ②

特定の個体と完全に同じ遺伝子を持つ個体をクローンといい、遺伝子を複製する技術をクローン技術という。1996年、イギリスでクローン羊ドリーが誕生したことで、同じ哺乳類である人間に対してもクローン技術を適用できる可能性が高まり、大きな問題となった。日本では、2001年にクローン技術規制法が施行され、クローン人間の産生を禁止している。

なお、遺伝子組換え技術は、遺伝子の発現を促進・抑制したり、ある生物に他種の遺伝子を導入したりする技術である。この技術により、耐病性や収量に優れた農作物の品種が産み出され、実用化されている。

問2 20 ① 21 ③

■ステップ1

【考え方A】と【考え方B】は、それぞれ、人間や動物の権利についてどのように考えているだろうか。それぞれのキーになる部分はどこになるのかを意識しながら読み込んでみよう。

【考え方A】は、「権利の主体」になり得る基準とその応用例について述べており、「道徳法則に自律的に従う存在者だけが権利の主体である人格になり得る」（4～5行目）としている。このカントが唱えた人格主義に基づけば、人間は「権利の主体」となり得るが、動物は「権利の主体」になり得ないとする。

【考え方B】は、配慮を受けるに値する基準とその応用例について述べている。「快楽・幸福をもたらす行為が善」（功利主義）と主張したベンサムは、人間と動物に「道徳的な本質的差異」（4行目）を認めていない。この思想に基づいて、動物が感覚や知性を持つならば、「人間と同じように配慮」（5行目）し、いかなる危害も加えるべきではないとする。

■ステップ2

次に、選択肢①～④について、【考え方A】と【考え方B】のいずれに関連するかを検討していく。

① 行政事件訴訟法についての記述である。訴訟が可能な人格とされている自然人と法人は、「人間や人間と同等のもの」（【考え方A】6～7行目）である。→【考え方A】に関連する。

② 児童福祉法についての記述である。まだ知的には振る舞えたりはしない子どもを含め、あらゆる子どもを「権利の主体」と想定し、子どもへの配慮を求めている。→【考え方A】に反し、【考え方B】とは関連しない。

③ 動物愛護法についての記述であり、動物の生に対する配慮を求めている。→【考え方B】に関連する。

④ 鯨類科学調査実施法についての記述である。クジラに知性を認めているにもかかわらず、クジラが受ける苦痛を配慮しないまま、条件付きとはいえ、伝統を優先させてクジラを殺すことになる捕鯨を認めている。→【考え方A】とは関連せず、【考え方B】に反する。

理論と事例の紐付け

この問題の攻略ポイント！

本問は、「権利の主体」になり得るものへの考え方が問われている。
①～④の具体的な法律の内容が、何を「権利の主体」として規定しているかを読み取ることがポイントである。

問3 22 ①

デカルトは、認識の起源として経験よりも**理性**を重視し、人間の存在意義は理性的思考にあるとした。そして、精神（理性）と身体は互いに独立して存在するものであり、人間の場合には両者が共存するが、精神が失われてしまえば身体は単なる物体にすぎないと説いた。

なお、②は16～17世紀のイギリスの哲学者ベーコン、③は18～19世紀のイギリスの思想家ベンサム、④は古代ギリシアの哲学者プラトンの主張である。

問4 23 ③

治る見込みのない末期の患者に対し、本人の意思や家族の同意の下、延命治療を中止して自然な死を迎えさせることを、**尊厳死**という。医学の発達によって、末期患者であっても人工呼吸器などによって生命を維持することが可能になったが、それがただ命を長らえさせるだけであり、死に臨む患者の人間性を損なっている面があるという批判を受けて普及した考え方である。④の安楽死と混同しやすいが、尊厳死は延命治療を止めて自然な死を迎えることであるのに対し、安楽死は苦痛を取り除くために薬物投与などにより人為的に死を早めることをさすので、区別が必要である。

なお、①のドナーとは臓器提供者のことである。②のホスピスは、がんの末期患者などが、残された時間を有意義に過ごしながらかな死を迎えられるようにするための施設で、苦痛を取り除くことに重点を置いたケアが行われる。

問5 24 ②

インフォームド=コンセントとは、医師が患者やその家族に治療方法について十分に説明して、その同意を得ることであり、1990年代以降に広まった。この行為の背景には、医師中心でなく患者中心の医療を展開すべきであるという考え方がある。

なお、①はリビング=ウィル、③はレシピエント、④はセカンド=オピニオンの説明である。

◀安楽死は、日本では法的に認められていないが、オランダなどでは認められている。